

割賦販売小委員会「中間整理の骨子案」に対する意見

平成31年4月19日

委員 池 本 誠 司

提案された「中間整理の骨子案」は、決済テクノロジーの進展、リスクベース・アプローチ、性能規定の考え方などの視点だけが前提となっており、クレジット決済における多重債務防止の要請の視点を踏まえるべきことが全く考慮されておられません。これでは、骨子としても到底承認することができません。

中間整理の段階ですから、以下のような検討課題があることを明示すべきだと考えます。

少なくとも、次のような記述を加えるべきだと考えます。

1. 第2章1.「リスクベース・アプローチの導入」の第1段落の末尾「……考え方を導入することが適当である。」の後に、次の一文を加えること。

「他方で、キャッシュレス決済のうち後払い取引のクレジット決済においては、多重債務の防止という社会的要請に基づく過剰与信防止のための義務規定を定めた経緯があることから、こうした関係者の意見を踏まえて慎重に検討する必要がある。」

2. 第2章2.「技術・データを活用した消費者保護の精緻化」の第2段落の末尾「……適切な管理を担保することとする。」の後に、次の一文を加えること。

「ただし、指定信用情報機関の信用情報は、与信額の算定基礎資料としての意義のほかに、他社でのクレジット債務額の全体像を把握する意義があることから、これらに代替しうる性能を確保できるか否かについては慎重に検討する必要がある。」

3. 同項、第3～5段落に次のアンダーライン部分の記述を加えること。

「また、購入履歴等のビッグデータ・AI 分析や過去データ・ノウハウに基づく与信審査については、必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない。他方で、他社のクレジット債務についてすでに延滞事故等が発生している情報を把握することなく与信審査することによって、多重債務防止の性能が確保できるのかという課題もある。

このため、当該情報の使用を一律の義務としては課さないことが適当である（使用することはできる）という意見が多数であった一方で、技術・データを

活用した与信審査の性能をどう見るかという検討を踏まえたうえで結論を下すべきであるという意見もあった。

指定信用情報機関への信用情報の登録義務については、少額・低リスクサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、当該義務を課さないこととし、それ以外の場合については、引き続き当該義務を課すことが適当であるとの意見が多数であったが、少額与信については、一律に登録不要とするのではなく残高変動や延滞事故等の情報の登録頻度や金額の見直しによる対応の可能性を検討すべきであるとの意見もあった。」

4. 第2章3.「決済横断法制」の第2段落の後に、次の一文を加えること。

「なお、決済横断法制の検討に当たっては、消費者の安心安全の確保の観点からも法制度の見直し課題があることが指摘された。」